

陶侃出自考

—六朝時代における「溪」再考—

小野 響

はじめに

東晋の名将として著名な陶侃は、「溪」^①出身の非漢族武将として理解される事が多い。例えば郭沫若は「陶侃はそもそも東晋時代における少数民族の溪族であった」^②と述べている。郭の言説を見るに、「少数民族の溪族」が存在する事は所与の前提とされているのは明らかである。そもそも陶侃が非漢族である「溪」だと主張し始めたのは周一良であり、陳寅恪も同種の意見を提出している^③。そして周にせよ陳にせよ「溪」を種族の名前であるとは見做しているのは、彼らの論の書き方から推しておそらく間違いない^④。

斯く非漢族と見做される「溪」であるが、呂春盛によると六朝時代の「溪族」は「必ずしも一つの明確な種族集団の名称ではなく、当時の非漢族集団の一つである『蛮』の一部分を指し示す言葉であったと理解すべき」^⑤とされる。つまり、南方の非漢族を指す語でありつつ、特定の種族名ではない、と云うのである。

何れの見方をするにせよ、陶侃が非漢族視されている点には変わりがない。郭らと呂の間には、非漢族である事を意味する「溪」の語が特定の種族名なのか、より広範に非漢族を指し示すのか、という違いがあるだけである。

しかし、果たしてそもそも陶侃は非漢族なのだろうか。そして「溪」

とは南方の非漢族を指す言葉なのだろうか。この点は、なお検討する余地があるように思われる。それと云うのも、陶侃が「溪」という非漢族であるとされる根拠として挙げられる『世説新語』の記事に、疑問無しとはしないからである。その記事とは陶侃を「溪狗」と呼ぶものである（詳細は後述）、この「溪狗」という語に対して、余嘉錫は南朝の人が江右人―長江下流部以西の地域に居住する人―を呼ぶ語であると注釈し、そこに種族性を見出さない解釈を提示している。また、近年では魏斌がこの説を評価している^⑥。

他方、石川忠久は、陳寅恪が陶侃を「溪族」とした根拠を、①「溪狗」と呼ばれたこと、②雷沢で漁をしていた事、③陶侃が住んでいた廬江が「溪族」の居住地であった事、の三点に整理し、①は「溪狗」が荊州一帯の人士に対する罵言であるとし、②は状況証拠に過ぎず、③は呉の平定以前は鄱陽に居たのだから考慮する必要がない、と批判する^⑦。但し、①と②の批判については具体的な史料を引いての考証をしておらず、検証する必要があるだろう。③については、そもそも陳寅恪は西晋による呉の平定の後非漢族が廬江に徙民された結果、廬江が「溪族」の居住する地になったと推定しており、^⑧そうであれば徙民以前の居住地を持ち出した批判は論点がずれていると言わざるを得ないだろう。

以上を要するに、陶侃が「溪族」ではないという視点は既に提出されているものの、周一良や陳寅恪に対する系統だった批判を形成するには

及んでいないと思しい。また、「溪」が南方の非漢族を指すという事は是否については、検討されていないようである。

呂春盛は「陶侃と陶淵明の出自が溪族である事は、定説となったと言つて良いだろう」と概観するが、右に見たように「溪」が非漢族である事を所与の前提とし、「溪狗」と呼ばれる陶侃を「溪という非漢族」だと理解するのは、なお検討する余地が存するよう思われる。本稿はこの問題を出发点とし、陶侃の出自について検討を加えた後、それを手掛かりとして六朝における「溪」について考察を進めていくものである。

一、陶侃「溪族」説の再検討

これまでの研究において、陶侃「溪族」説の中心的な根拠とされてきたのは、以下の二つの史料である。

『晋書』卷六十六、陶侃伝、史臣曰条

士行望は世族に非ず、俗は諸華に異なるも、陬落の間に拔萃され、髦雋の列に比肩し、超えて外相に居り、宏く上流を總ぶ。

(士行望非世族、俗異諸華、拔萃陬落之間、比肩髦雋之列、超居外相、宏總上流。)

『世説新語』容止

別日、温(嶠)庾(亮)に陶(侃)に見ゆるを勸むも、庾猶豫して未だ往く能わず。温曰く「溪狗は我が悉する所、卿但だ之に見えよ。必ず憂無きなり」と。庾風姿神貌、陶一見して便ち觀を改め。談宴して日を竟え、愛重頓に至る。

(別日、温勸庾見陶、庾猶豫未能往。温曰「溪狗我所悉、卿但見之。必無憂

也。」庾風姿神貌、陶一見便改觀。談宴竟日、愛重頓至。)

特に重要視されるのが、『晋書』の「俗異諸華」と、『世説新語』の「溪狗」とである。まず『晋書』について言うならば、この言説が陶侃の種族的出自を踏まえたものであるのか、北人と南人の関係を描写したものであったのかは判断し難い点を指摘せねばならない。それと云うのも、平呉以降の旧孫呉人士は、西晋において南人という一段低い地位に置かれたからであり、そして陶侃自身も、

『晋書』卷六十六、陶侃伝

伏波將軍の孫秀は亡國の支庶なるを以て、府望顯ならず、中華の人士は掾屬と爲るを恥とす。侃の寒宦なるを以て、召して舍人と爲す。

(伏波將軍孫秀以亡國支庶、府望不顯、中華人士恥爲掾屬。以侃寒宦、召爲舍人。)

とある如く、「中華人士」とは異なる存在(即ち南人)だと見做されていたからである。この史料は、旧孫呉の宗室である孫秀の府に就職したい人が「中華人士」の中にいなかったため、「寒宦」である陶侃がそこに就職したという記事である。なれば南人である孫秀や陶侃が「中華人士」扱いされていないと見做さなくてはならない。つまり陶侃は「中華人士」(即ち北人)と異なる南人であったのであり、「俗異諸華」もかかる差異に基づいた表現であった可能性は否定しきれない。

従つて、『晋書』史臣曰条の文は、陶侃を南人と見做したものだとして解釈しても成立し得る。なれば、これを以て陶侃が非漢族であったと断定するのは不可能であろう。しかしながら、確実に南人としての評価が記されたものであるとも言えず、漢人であったとする根拠にもし難い。斯く

『晋書』該文を以て陶侃の出身を判断するのが難しいと言わざるを得ないのであれば、次は『世説新語』の「溪狗」について見る必要がある。

既に述べた如く、『世説新語』に注解を加えた余嘉錫は「溪狗」に種族的な意味を見出していない。より具体的に言うならば、余嘉錫は「溪狗」とは「南朝の士人は江右の人を溪狗と呼ぶ」語としており、種族ではなく地域に由来する侮蔑のニュアンスを含めた呼称だとしている。

そうであるならば、陶侃へ向けられた「溪狗」の字義を解するにおいては、「溪」字に種族を指し示す意味が有るのか否かが争点となるだろう。なんとすれば、もし「溪」字に種族を意味する義がないのであるならば、それは単なる南方人、特に江右を出身とする人への称謂とする余嘉錫の解釈に従うべきであろうからである。この点を論ずるにあたって、『南史』巻四十七、胡諧之伝に注目したい。南齊武帝期の史料であるが、これは周一良も陳寅恪も「溪族」存在の論拠として取り上げる史料である。

上方に獎するに貴族の盛姻を以てせんと欲するも、諧之の家人の語は僊音にして正しからざるを以て、乃ち宮内の四五人を遣わして諧之の家に往き子女に語を教えしむ。二年の後、帝問いて曰く「卿の家人の語音已に正しきや未だしや」と。諧之答えて曰く「宮人は少く、臣の家人は多ければ、唯だ正音を得る能わざるのみに非ず、遂に宮人をして頓に僊語を成さしむ」と。帝大いに笑い、徧く朝臣に向けて之を説く。

(上方欲獎以貴族盛姻、以諧之家人語僊音不正、乃遣宮内四五人往諧之家教子女語。二年後、帝問曰「卿家人語音已正未。」諧之答曰「宮人少、臣家人多、非唯不能得正音、遂使宮人頓成僊語。」帝大笑、徧向朝臣説之。)

ここに明らかな如く、胡諧之の家には「僊音」なる「正音」とは異なる発音が存在した。「正音」を操る宮人が却って「僊音」を話すようになったという点から見れば、「僊音」と「正音」とが全く異なる言語であったとは考え難い。少なくとも、両者が相互に影響を与え合う事ができる程には、「僊音」と「正音」との距離は近かったと見て良い。

さて、ここで胡諧之は「僊音」を話す事に特に後ろめたい気持ちを抱いておらず、それどころか却って堂々と家人の影響を受けた宮人が「僊語」を話す事を披歴している。斯様な態度を持つ胡諧之であるが、「僊狗」と呼ばれると一転して怒りを露わにしている。『南史』胡諧之伝は、

梁州刺史の范柏年に就きて佳馬を求めんとするも、柏年之を患い、使に謂いて曰く「馬は狗子に非ず、那ぞ無極の求に應ずるを爲すを得べけんや」と。使人に接すること薄く、使人恨を致して歸り、諧之に謂いて曰く「柏年云く、胡諧是れ何の僊狗、無厭の求あるや」と。諧之切齒して忿を致す。

(就梁州刺史范柏年求佳馬、柏年患之、謂使曰「馬非狗子、那可得爲應無極之求。」接使人薄、使人致恨歸、謂諧之曰「柏年云、胡諧是何僊狗、無厭之求。」諧之切齒致忿。)

と記す。そうであれば、侮蔑のニュアンスは「僊」のみよりも、「僊狗」と二字連なった点に強く表れる事になる。

祖父も官僚であった胡諧之は辟召によって立身し、後に即位前の南齊武帝に辟召される事によって出世の手掛かりを得る。ために、一流の貴族であったとは言い難いものの、それなりの家に属する士人、即ち所謂寒門であったと見做して良いだろう。⑬ 加えて「僊音」が貴族との結婚の障害になつてはいても、「僊」である事そのものが結婚に際して問題視さ

れてはいない点に注目したい。つまり、発音が矯正されれば貴族と結婚する道は開ける（と少なくとも南斉武帝は考えている）のである。そうであれば胡諧之は非漢族であったとは考え難く、おそらく漢族であったと見做して良いのではないか。即ち、胡諧之の伝における「僊」は種族的な意味合いを有していないと思われる。

右の『南史』を見るに、胡諧之は自らの発音が正しくない事を自覚しており、ために「僊音」と呼ばれても怒る事がなかった。時の皇帝に対して怒りを露わに出来たか否かという問題はあるにせよ、却って宮人が「僊語」を話すようになったと自ら語っている点から見て、自分の家が「僊」である事については、左程拒否反応を示しておらず、隠す気もなさそうであると言えよう。

しかし、「僊狗」と言われた胡諧之は怒りを露わにしている。そして、この「僊狗」の語は、適当に扱われた使者が范柏年の発言を捏造したものである点に注目したい。なんとすれば、この事は「僊狗」なる語が胡諧之を怒らせる要素を含んでいると他者から思われていた事を明らかにしているからである。そして使者の目論み通り、胡諧之は范柏年を含む所を懐き続けた。かくも胡諧之を怒らせる言葉が「僊狗」なのである。「僊音」や「僊語」に関係する彼の反応との落差に鑑みれば、やはり「僊狗」という語にこそ、より強い侮蔑の意が現れていると見做すべきだろう。

なれば「僊」を種族の名称であると理解する事は可能なのであろうか。「僊音」の件を見るに、その言葉は宮廷で話される「正音」と近い関係にある事は間違いないが、『後漢書』列伝七十六、南蛮列伝に、

衣裳は班蘭にして、語言は侏離なり。〔侏離は、蠻夷の語聲なり。〕山壑に入るを好み、平曠を樂まず。

陶侃出自考

（衣裳班蘭、語言侏離。〔侏離、蠻夷語聲也。〕好入山壑、不樂平曠。）

とある如く、南方の非漢族の言語は「侏離」とされ意味が通じないのである。そうであれば、もし「僊音」が南方非漢族の言語なのであれば、それは宮廷の「正音」とかけ離れているはずである。しかし、実際には相互に影響し合う事が想定されるのは既に述べた通りであるから、やはり「僊」を非漢族と見做すのは難しいであろう。

以上に述べてきた事を踏まえれば、陶侃に対する「溪狗」の語も、必ずしもその種族的出自を嘲った語であるとは言えない。彼に向けられた「溪狗」の語は、その出身地に由来する「溪」という呼称に、更に六朝時代にしばしば用いられた蔑称である「狗」を付け加えた語であると解すべきである。

また、陶侃が漁業に従事している事も、彼が「溪族」である論拠の一つとされている。その史料の一つとして指摘されるのが、『世説新語』賢媛の、

陶公少時、魚梁吏と作る。嘗て坩鮓を以て母に餉るに、母鮓を封じて使に付し、反書して侃を責めて曰く「汝吏たるに、官物を以て餉らる。唯だ益あらざるのみに非ず、乃ち吾が憂を増すなり」と。

（陶公少時、作魚梁吏。嘗以坩鮓餉母。母封鮓付使、反書責侃曰「汝爲吏、以官物見餉。非唯不益、乃增吾憂也。」）

であるが、これは明らかに吏の職務として漁業に携わっているものであり、陶侃の得た魚は彼の母が指摘するように「官物」である。そうであれば、これを以て漁業を生業としていたとするのは問題があろう。

加えて、周一良は『世説新語』雅量にある

王僧彌・謝車騎は共に王小奴の許に集う。僧彌酒を舉げて謝に勧めて云く「使君に一觴を奉ぜん」と。謝曰く「可なるのみ」と。僧彌勃然として起ち色を作して曰く「汝は故より是れ呉興溪中に釣する碣なるのみ。何ぞ敢えて譁張せんや」と。

（王僧彌・謝車騎共王小奴許集。僧彌舉酒勸謝云「奉使君一觴。」謝曰「可爾。」僧彌勃然起作色曰「汝故是呉興溪中釣碣耳。何敢譁張。」）

を引用して、「溪族」が漁業を生業とする種族であったと自説を補強している。周は「呉興溪中釣碣」の「碣」字を「狗」字の書き間違いと見做し、「呉興の釣りをする溪族の狗」という意味に解しているが、この解釈は成り立たないだろう。余嘉錫は「碣」字を謝玄の小字であるとしており、²¹ そうであるならばこの句の意味は「呉興の谷川で釣りをしていた碣ちゃん」となる。²² 従って、この「溪」は「谷川」と解釈する他ない。無理に字句を書き換えなくても解釈できる以上、原文の字に従うのが無難であろう。

以上を要するに、陶侃が非漢族であるとす明確な史料の根拠は存在しないという事になる。それを踏まえると、陶侃の孫である陶淵明が非漢族視されていないという見解は、却って間接的に陶侃が漢族であった可能性を支えるであろう。²³ よって、陶侃の出自については一暫定的であるとしても一漢族と見做しておくのが穏当であると思われる。

斯くて「溪」とは必ずしも種族の名前であるとは限らない事が明らかとなった。次に見るべきは、かかる「溪」と呼ばれる人が押し並べて非漢族と関りがなかったか否かの確認である。以上に見てきたのは、人を指し示す時の「溪」字は江右人という意味を有している、という事であった。²⁴ 「溪」と呼ばれる非漢族が存在するか否かまでは論が及んでいない。よって、章を改めて「溪」字と非漢族の関係について検討していこう。

二、六朝における「溪」と五溪蛮の関係

先行研究の言う所の「溪族」は、五溪蛮に連なる非漢族とされる。²⁵ この五溪蛮とは武陵蛮の一種である。『水経注』卷三十七、沅水条の注に、

辰水又た右に沅水と會し、之を名づけて辰溪口と爲す。武陵に五溪有り、雄溪・楠溪・無溪・酉溪と謂い、辰溪は其の一なり。溪を夾むは悉く是れ蠻左の居る所、故に此の蠻を五溪蠻と謂うなり。

（辰水又右會沅水、名之爲辰溪口。武陵有五溪、謂雄溪・楠溪・無溪・酉溪、辰溪其一焉。夾溪悉是蠻左所居、故謂此蠻五溪蠻也。）

とあり、また『統漢書』志二十二、郡国志四、荊州武陵郡臨沅条に注引される『荊州記』には、

縣南の臨沅水、水源は牂牁且蘭縣に出で、郡界に至りて分ちて五谿を爲す。故に五谿蠻と云う。

（縣南臨沅水、水源出牂牁且蘭縣、至郡界分爲五谿。故云五谿蠻。）

とある。ここに見える「溪」と「谿」とは相通すると見て良いだろうが、『荊州記』に特に明らかな如く、この「溪」は水流を指す語である。更に「溪」本来の字義に踏み込んで言うのであれば、谷川の水流という事になる。²⁷ つまり五溪蛮とは武陵にある五つの「溪」谷川の水流に分布する「蛮」を指し示している。²⁸ 五溪蛮の名が以上の如く設定されているのであれば、五溪とはあくまで所在地を示すのであって、非漢族としての意味は「蠻」字にこそあると解されよう。そうであるならば、「溪」字単体で非漢族を意味するかは甚だ疑問である。では、次に五溪蛮と

「溪」字の關係何如について見ていこう。

前言を翻すようであるが、五溪蛮を「谿」一字で示す用例は存在する。それは『魏書』卷九十六、僭晋司馬叡伝の記述である。

(司馬) 叡 擾亂に因り、跨りて之を有す。中原の冠帯江東の人を呼びて、皆な貉子と爲す、狐貉の類の若くなれば云う。巴・蜀・蠻・獠・谿・俚・楚・越、鳥聲禽呼にして、言語同じからず、猴蛇魚鼈は、嗜慾皆な異なれり。江山の遼闊なること數千里を將てすれば、叡は羈縻するのみ、未だ其の民を制服する能わず。

(叡因擾亂、跨而有之。中原冠帯呼江東之人、皆爲貉子、若狐貉類云。巴・蜀・蠻・獠・谿・俚・楚・越、鳥聲禽呼、言語不同、猴蛇魚鼈、嗜慾皆異。江山遼闊將數千里、叡羈縻而已、未能制服其民。)

ここに見える東晋領域内の非漢族を列挙している中の「谿」は、字との関連で考えれば、恐らく五溪蛮を指すであろう。しかし、五溪蛮を指し示す「溪」字の用例を六朝の正史より抽出してみると、以下の表の如くなる。

【六朝の正史に見える「溪」字を用いた五溪蛮表記法一覧表】

字句	出典
五溪蠻夷	『三国志』卷三十二、蜀書二、先主伝、章武二年条 同卷三十九蜀書九、馬良伝 同卷六十一呉書十六、潘濬伝 『晋書』卷三、武帝本紀、咸寧三年条
五溪	『三国志』卷五十六、呉書十一、朱績伝 同書同卷呂據伝 同書卷五十七、呉書十二、虞翻伝裴注所引『呉書』 同卷六十、呉書十五、鍾離牧伝※二例あり 『南史』卷四十二、豫章文献王嶷伝
五谿夷	『三国志』卷六十、呉書十五、鍾離牧伝 『晋書』卷六十六、陶侃伝
武陵谿蠻	『晋書』卷七十、庾詹伝
溪蠻	『宋書』卷八十四、劉胡伝
西溪蠻 ^①	『南史』卷四十二、豫章文献王嶷伝
武陵西溪蠻 ^①	『南齐書』卷五十八、蛮伝
武陵五谿蠻夷 ^②	『三国志』卷三十二、蜀書二、先主伝、章武元年条

即ち、六朝の正史に限って見れば、「溪」一字で五溪蛮を表す事例は管見の限り確認出来ない³³。せいぜい「五溪」があるのみである。そうであれば、『魏書』の表記は特例的な表現と見做して良いのではなからうか³⁴。確かに「五溪」を以て五溪蛮を示す用例はあるものの、ここから更に「五」字を省略する事が有り得るだろうか。即ち、六朝の正史では「溪」一字が、たちまち五溪蛮の意味になるとは考え難いのである。

次に、五溪蛮の動向を『宋書』卷九十七、夷蛮伝荆・雍州蛮条より見てみると、

蠻は徭役無く、強者も又た官税を供さず、結黨連羣し、有數百千人を動かし、州郡の力弱ければ、則ち起ちて盜賊と爲り、種類稍多く、戸口は知るべからざるなり。在る所は多く深險、武陵に居る者は雄谿・楠谿・辰谿・西谿・舞谿有り、之を五谿蠻と謂う。而かも宜都・天門・巴東・建平・江北諸郡の蠻、居る所は皆な深山重阻、人跡罕に焉に至る。前世以來、屢、民患を爲す。

(蠻無徭役、強者又不供官税、結黨連羣、動有數百千人、州郡力弱、則起爲盜賊、種類稍多、戸口不可知也。所在多深險、居武陵者有雄谿・楠谿・辰谿・西谿・舞谿、謂之五谿蠻。而宜都・天門・巴東・建平・江北諸郡蠻、所居皆深山重阻、人跡罕至焉。前世以來、屢爲民患。)

とある。彼らは政府に従順で無く、隙あらば「起ちて盜賊と爲」る人々であるとされる。しかも「前世以來、屢、民患を爲」してきたのであって、例えば三国の呉でも、しばしば彼等は統治の障害として討伐の対象となつて軍事衝突を引き起こしていた³⁵。呉蜀の間に行われた夷陵の戦いの折、蜀と五溪蛮とが連係した事もあつた。

『三国志』卷三十九、蜀書九、馬良伝

東のかた呉を征するに及び、(馬)良を遣わして武陵に入り五溪の蠻夷を招納せしめ、蠻夷の渠帥皆な印號を受け、咸な意指の如くす。(及東征呉、遣良入武陵招納五溪蠻夷、蠻夷渠帥皆受印號、咸如意指。)

また、実際に馬良が五溪蛮を従えて拠点を構築していた事が、『水経注』卷三十七、沅水条の注に記されている。

沅水又た東のかた序溪と合し、水は武陵郡義陵縣鄜梁山に出で、西北の流は義陵縣に逕く、王莽の建平縣なり。序溪を治とす。其の城、劉備秭歸に之くに、馬良五溪より出で、蠻夷を綏撫し、良諸蠻を率いて築く所なり。治む所の序溪、最も沃壤を爲す。

(沅水又東與序溪合、水出武陵郡義陵縣鄜梁山、西北流逕義陵縣、王莽之建平縣也。治序溪。其城、劉備之秭歸、馬良出五溪、綏撫蠻夷、良率諸蠻所築也。所治序溪、最爲沃壤。)

ついで、『三国志』卷五十八、呉書十三、陸遜伝を見ると、

(劉)備巫峽・建平より圍(營?)を連ねて夷陵の界に至り、數十屯を立て、金錦爵賞を以て諸夷を誘動し、……乃ち敕して各、一把の茅を持たしめ、火攻を以て之を抜く。一爾に勢成り、^{あまね}通く諸軍を率いて同時に俱に攻め、張南・馮習及び胡王の沙摩柯等の首を斬り、其の四十餘營を破る。

(備從巫峽・建平連圍至夷陵界、立數十屯、以金錦爵賞誘動諸夷、……乃敕各持一把茅、以火攻拔之。一爾勢成、通率諸軍同時俱攻、斬張南・馮習及胡王沙摩柯等首、破其四十餘營。)

とあるが、ここに見える胡王の沙摩柯は、あるいは五溪蛮の王ではあるまいか³⁶。もしそうであれば、築城したり、王に率いられて戦場に行ったり、かなり大規模に五溪蛮が蜀へ加勢していた事が窺い知れる。つまり、彼らは一定程度には戦力たり得る人間集団であった事が想定されるという事である。

以上の如く、五溪蛮は戦力たり得る集団であった事が窺い知れるのであるが、『梁書』巻十、楊公則伝を見ると、

公則の領する所は多く湘溪人にして、性は怯懦なれば、城内之を軽んず。

(公則所領多湘溪人、性怯懦、城内輕之。)

とある。呂春盛はこれを以て湘州には「溪族」が多く存在したのであるうとしているが、五溪蛮の流れを汲むはずの「溪」が「性怯懦」な事が有り得るのだろうか³⁷。

湘州は即ち長沙等の地域であるから所謂江右であり、上で述べた如くそこに居る人が「溪」と呼ばれ得る地である。『梁書』楊公則伝の言わんとする所は、彼の率いる湘州の人々が弱兵であるという事であろう。『資治通鑑』はこの記事を録するも「溪」字を記していない³⁸。陳寅恪は「溪」が非漢族であるという事を司馬光が理解していなかったために起こった誤った書き換えだとするが、果たしてそうであろうか。「溪」が江右人を指し示す称谓であると見做すのであれば、湘州の人を指すという意味の上では「溪」の有無は大差がないと見るべきではないか³⁹。むしろ司馬光が「湘溪人」を「湘州人」と書き換えた事は、両者が意味の上では同一の存在である事を支える根拠となるだろう。

以上を踏まえれば、「溪」という字単体に、「五溪蛮に連なる非漢族」

という意味を見出す事は、極めて難しいように思われる。そうであるならば、「溪」という語のみを以て、その出身種族を推量する事は慎まねばなるまい⁴⁰。

ここに「溪」と呼ばれる人がたちまち非漢族であるとする解釈は、甚だ疑問である事が明らかとなった。そこで、次に旧来の研究で「溪族」と解釈される史料について再検討を加え、六朝の史料に現れる「溪」とは何者であるのかという点について考察していこう。

三、六朝の史料に現れる「溪」

呂春盛は六朝における「溪」の事例は少ないとしつつも事例を列挙し、「溪」の存在形態を分析した。呂の結論は既に紹介した如くであるが、既に陶侃や胡諧之が「溪族」ではない事が明らかになった以上、他の事例についても検討していく必要があるだろう。まず一つ目は『三国志』巻五十六、呉書十一、朱異伝裴注所引『呉書』の記述である。

(朱) 異も又た諸葛恪に隨いて新城を圍むも、城既に抜かず、異等皆な宜しく速かに豫章に還りて、石頭城を襲わば、數日を過ごさず抜くべきを言う。恪書を以て異を曉し、異書を地に投じて曰く「我が計を用いずして、僂子の言を用う」と。恪大いに怒り、立どころに其の兵を奪い、遂に廢して建業に還す。

(異又隨諸葛恪圍新城、城既不抜、異等皆言宜速還豫章、襲石頭城、不過數日可拔。恪以書曉異、異投書於地曰「不用我計、而用僂子言。」恪大怒、立奪其兵、遂廢還建業。)

ここに見える「僂子」は、具体的に誰を指しているのかは不明であるも

の、周一良も呂春盛も「溪族」の意味で理解している^⑤。これに対応する記事が『三国志』卷六十四、呉書十九、諸葛恪伝にある。

(諸葛)恪威を淮南に曜やかし、民人を驅略せんことを欲すを意うも、而れども諸將或いは之を難じて曰く「今、軍を引き深く入るに、疆場の民、必ず相率いて遠遁す、兵勞にして功少きを恐る。新城を圍むに止むに如かず。新城困すれば、救は必ず至る。至りて之を圍れば、乃ち大いに獲べし」と。恪其の計に従い、軍を廻し還りて新城を圍む。攻守月を連ぬるも、城拔かず。……恪内に計を失するを惟い、而も城の下らざるを恥じ、忿色に形づく。將軍の朱異是非する所有り、恪怒り、立ちどころに其の兵を奪う。

(恪意欲曜威淮南、驅略民人、而諸將或難之曰「今引軍深入、疆場之民、必相率遠遁、恐兵勞而功少、不如止圍新城。新城困、救必至。至而圍之、乃可大獲。」恪從其計、迴軍還圍新城。攻守連月、城不拔。……恪内惟失計、而恥城不下、忿形於色。將軍朱異有所是非、恪怒、立奪其兵。)

恐らく朱異の言う「倭子」が「諸將」の中に居たのであろう。それが具体的に誰であるかは不明とせざるを得ないが、不明であるだけにそれが「溪族」であつたのか否かを判断する事は出来ない。周一良は、「種族名+子」という用法の存在を指摘するが、「溪」に江右人を呼ぶという種族名以外の用例がある以上、他の「種族名+子」という用例から、「溪」を種族名と断ずるのは些か勇み足であらう。

ついで『資治通鑑』卷一百一十五、安帝義熙六(四一〇)年二月条に、

安成忠肅公の何無忌尋陽より兵を引きて盧循を拒む。……參軍の殷闡曰く「循の將いる所の衆皆な三吳の舊賊、百戦して勇を餘し、始

興の溪子、拳捷ち善く鬪い、未だ易輕せざるなり。「始興の溪子は、徐道覆の統ぶる所の始興の兵を謂うなり。詩に云く、拳無く勇無しと。毛傳に曰く、拳は、力なりと。」將軍宜しく屯を豫章に留め、兵を徵して城に屬せしむべし。兵至りて合戦するも、未だ晚と爲さざるなり。若し此の衆を以て輕進すれば、殆んど必ず悔有り」と。無忌聽かず。

(安成忠肅公何無忌自尋陽引兵拒盧循。……參軍殷闡曰「循所將之衆皆三吳舊賊、百戦餘勇、始興溪子、拳捷善鬪、未易輕也。〔始興溪子、謂徐道覆所統始興兵也。詩云、無拳無勇。毛傳曰、拳、力也。〕將軍宜留屯豫章、徵兵屬城。兵至合戰、未爲晚也。若以此衆輕進、殆必有悔。〕無忌不聽。)

とある。胡三省の注釈も参照しつつまとめると、盧循の一派である徐道覆が率いる兵が「始興溪子」であつて、これが強力であるから決戦を思いとどまるよう參軍の殷闡が何無忌に進言しているという場面になる。

右に見た「湘溪人」の「性怯懦」とはうってかわつて「始興溪子」は「拳捷善鬪」とされる。とはいへ、これも「始興溪子」が「溪族」という非漢族であると断定する根拠はない。胡三省は文中の「溪子」を兵士としか解釈しておらず、それを飛び越えて一気に非漢族と結びつけるのは躊躇われる。

次に呂春盛が「溪族」の事例としてあげるのは、劉宋の喬道元の記した「與天公箋」である。『初学記』卷十九、人部下奴婢第六がそれを採録しており、そこに、

小婢の從成、南方の奚。形は驚麋の如く、言語は嘍厲なり。聲音は人を駭かし、唯だ驅雞に堪うのみ。

(小婢從成、南方之奚。形如驚麋、言語嘍厲。聲音駭人、唯堪驅雞。)

と記す箇所がある。呂は周一良の説を引きつつ、ここに見える「奚」を「溪族」と解釈している⁴⁷。しかし、これは「溪族」ではなく、『周礼』天官冢宰、酒人奄十人女酒三十人奚三百人条の鄭玄注に、

古は従坐する男女、縣官に没入して奴と爲し、其の才知少きは、以て奚と爲す。今の侍史官婢なり。或いは曰く「奚は、宦女なり」と。
(古者従坐男女、没入縣官爲奴、其少才知、以爲奚。今之侍史官婢。或曰「奚、宦女」。)

とある「奚」、即ち奴としての「奚」ではなからうか。更に『周礼』春官宗伯、守祧奄八人女祧每廟二人奚四人条の鄭注には「奚、女奴也。」とあるため、「奚」とは女性の奴であった事が分かる。「與天公箋」は、自らの持つ奴婢等についてそれぞれ紹介を加えているものであるから、先⁴⁸の文章も「小婢の従成は、南方出身の女の奴である」と解すべきであろう。極めて煩く、鶏を追うくらいしか役立たない「才知少き」奴であるが故に、「奚」とされているのだろう。

以上を要するに、呂春盛が「溪族」であると認める史料のうち、「溪」字が非漢族の人間（乃至人間集団）を意味すると断定できるものはなく、且つ明らかに非漢族を指さない用例も存する。従って六朝における「溪」とは、非漢族を指す言葉ではなく、江右人を指して呼ぶ言い方なのである。

おわりに

本稿で明らかになった事を改めてまとめてみよう。旧来の研究で「溪族」を表していると考えられてきた史料は、「溪」字と非漢族集団を結び

つけるに足る根拠が薄いものであった。陶侃や胡諧之に向けられた「溪（僞）狗」という語を仔細に分析して見れば、「溪」は江右人への呼称であり、種族的意味合いを持つ言葉ではなかった事が明らかとなった。

そして六朝の正史に出現する「溪」字の用例全体を見ても、非漢族の呼称として用いられると断定できる事例は確認できなかった。『魏書』には五溪蛮を指して「谿」と記したと思しい部分があるが、六朝の正史より徴するに、「溪（僞、谿）」の一字で五溪蛮を指した事例はなく、また先行研究が「溪族」と解釈した史料は、全て非漢族を指し示すとは断定出来ないものであった。つまり、史料上の「溪」字を、実際に存在する五溪蛮として解釈する事は出来ないのである。

以上を要するに、現時点では陶侃や胡諧之は漢族と解しておく事が穏当であり、六朝の正史に現れる「溪」字は五溪蛮を指す事がない。よって六朝時代における南方の非漢族を指す場合、「溪族」という実体のない呼称は用いるべきではなく、五溪蛮等のより具体的な称謂を用いる必要がある。

もし陶侃が漢族であるならば、東晋における非漢族の立ち位置についても再検討する必要が出てこよう。川勝義雄は「このように、東晋の名将・陶侃が溪蛮であり、……かれら『蛮』族が、中国文明を維持し発展させてゆくうえに果たした役割を無視することはできない」として、非漢族としての陶侃が中国史に果たした役割を強調しているが、本稿の結論に基づけばかかる見解は取り得なくなる⁵¹。なれば、東晋・南朝における非漢族の位置づけについての再検討は今後の課題となるだろう。また、陶侃個人の問題に注目するのであれば、彼の出自上のカテゴリーは南人という事になり、種族的な観点を殊更に強調する必要はなくなる。この点は、東晋・南朝における南北人問題を考える上で、示唆を持つだろう。

また、呂春盛は陶淵明が「溪族」という自覚を持たず、且つ社会的に

も非漢族視されていない点から漢族と「溪族」の融合を指摘するが、^⑧もそも「溪族」という非漢族を想定し得ない以上、漢族と南方の非漢族の関係何如についても再考を加えねばならないだろう。

本稿の結論を踏まえた、六朝時代における非漢族の動向の問題については後考を期したい。

注

- ① 史料によっては「僊」や「谿」等とも記されるが、本稿では煩瑣を避けるため「溪」で統一する。なお、史料引用や先行研究の引用においてはその限りではない。
- ② 郭沫若『李白与杜甫』『杜甫的門閥觀念』（郭沫若『郭沫若全集 歴史編 第四卷』人民出版社、一九八二年、初版一九七一年）、三七七頁（拙訳）。
- ③ 周一良「南朝境内之各種人及政府对待之政策」（周一良『魏晋南北朝史論集』中華書局、一九六三年、初出一九三八年）、陳寅恪「魏書司馬叡伝 江東民族条釈証及推論」（陳寅恪『陳寅恪集 金明館叢稿初編（第三版）』生活・讀書・新知三聯書店、二〇一五年、初出一九四四年）等参照。
- ④ 周一良は「溪子」という語の解釈において「種族名（原文ママ）の下に子字を接続する侮蔑の呼称方」という言い方をしており（周一良「南朝境内之各種人及政府对待之政策」、前掲、四九頁）、陳寅恪も「陶侃と陶淵明とは溪族（原文ママ）に出自する」と述べている（陳寅恪「魏書司馬叡伝 江東民族条釈証及推論」、前掲、九一頁）。両者とも「溪」を種族名として認識しているようである（波線は小野による）。以下、本稿における波線は全て小野による。
- ⑤ 呂春盛「魏晋南朝の「溪族」与陶淵明的族属問題」（『台湾師大歴史学報』第三十七期、二〇〇七年）、二三頁（拙訳）。
- ⑥ 魏斌「東晋尋陽陶氏家族の変遷」（『中国史研究』二〇〇二年第四期、二六頁）参照。但し、明確に賛同しているのではなく、「我較傾向于後説（『余嘉錫説※筆者注』）」と述べるにとどまる。
- ⑦ 石川忠久「陶氏という南人貴族」（石川忠久『陶淵明とその時代（増補版）』、研文出版、二〇一四年、二〇～二二頁。初版一九九四年）参照。

- ⑧ 陳寅恪「魏書司馬叡伝江東民族条釈証及推論」（前掲、九二頁）参照。
- ⑨ 呂春盛「魏晋南朝の「溪族」与陶淵明的族属問題」（前掲、一六頁（拙訳））。
- ⑩ 当該時期の南北人問題については、守屋美都雄「南人と北人」（守屋美都雄『中国古代の家族と国家』東洋史研究会、一九六八年、初出一九四八年）、矢野主税「東晋における南北人対立問題—その政治的考察—」（『東洋史研究』二六・三、一九六七年）、矢野主税「東晋における南北人対立問題—その社会的考察—」（『史学雑誌』七七・一〇、一九六八年）、胡宝国「兩晋時期的「南人」、北人」（胡宝国『将無同』中華書局、二〇二〇年、初出二〇〇五年）等参照。
- ⑪ この『晋書』の記述を、種族の違いではなく南北人の違いであるとする指摘は、既に魏本亜「陶侃、陶淵明果真是溪族人嗎—与路景雲同志商榷」（『河北師範大学学报』一九八二年第三期、七八・七九頁）が提出している。但し本論で述べたように、この記事を以て陶侃の出自を「溪族」とするにせよ、南人とするにせよ—断定するのは、やや躊躇われる。また、魏が提出した陶侃が「溪族」である事を疑問とする論点は、全て路景雲によって批判が加えられており（路景雲「答魏本亜同志」『河北師範大学学报』一九八二年第三期）、やはり陶侃の出身種族の問題については、丹念に検討していく必要があると思われる。
- ⑫ 劉義慶撰、劉孝標注、余嘉錫箋疏『世說新語箋疏』（中華書局、二〇一一年、七二六頁）参照。
- ⑬ 他にも『康熙字典』子集中、人部、十畫「僊」に「江右人曰僊。」とあり、江右人を僊と呼ぶ事が記されている。
- ⑭ 周一良によると、六朝の人は「狗」を罵る言葉として好んで使っていたと言う。周一良「南朝境内之各種人及政府对待之政策」（前掲、四九頁）参照。
- ⑮ 『南齊書』卷三十七、胡諧之伝
胡諧之、豫章南昌人也。祖廉之、治書侍御史。父翼之、州辟不就。諧之初辟州從事主簿、臨賀王國常侍、員外郎、撫軍行參軍、晉熙王安西中兵參軍、南梁郡太守。……世祖頓盆城、使諧之守尋陽城、及爲江州、復以諧之爲別駕、委以事任。文惠太子鎮襄陽、世祖以諧之心腹、出爲北中郎征虜司

馬・扶風太守、爵關内侯。

⑮ 宮崎市定は「第一は士であるがその門地が寒なる場合で、私は之を寒門、寒士とよびたい。第二は庶人にして士に進出し、又は士に準ずる地位についた為に反つて貴族から寒と形容される者で、私はこれを寒人とよんでおくことにする」と述べている(宮崎市定『九品官人法の研究―科挙前史―』、『宮崎市定全集』六、岩波書店、一九九三年所収、二一四頁、初版一九五六年)。本稿でも寒門・寒人の語については、宮崎の定義に従う。

⑯ 本文に引用した『南史』胡諧之伝は、続けて、

時王玄邈代柏年、柏年稱疾推遷不時還。諧之言於帝曰「柏年恃其山川險固、聚衆欲擅一州。」及柏年下、帝欲不問、諧之又言「見獸格得而放上山。」於是賜死。

と記す。ここから明らかな如く、胡諧之は相手が死ぬまで范柏年に含む所を持ち続けたのであった。

⑰ 井波律子は、陶侃を寒門であつて溪族ではないとした上で、「陶侃は江西地方の出身であり、この一帯に住む少数民族の五溪蛮になぞらえ、五溪の狗と呼んだとおぼしい」としている(劉義慶撰、井波律子訳注『世説新語』四(東洋文庫八四九)、平凡社、二〇一四年、三六頁)。陶侃を溪族ではないとする見解には賛同するものの、本稿にて後述する如く、「溪」字を五溪蛮と結びつける解釈については賛同できない。

⑱ 周一良「南朝境内之各種人及政府對待之政策」(前掲、四七頁)、陳寅恪「魏書司馬叡伝江東民族条釈証及推論」(前掲、九一・九二頁)等参照。

⑲ 周一良「南朝境内之各種人及政府對待之政策」(前掲、四八・四九頁)参照。周が「碣」字を「狗」字の書き間違いと見做すのは、陳寅恪の意見を採用したからだと言う。この陳の見解は、陳寅恪「魏書司馬叡伝江東民族条釈証及推論」(前掲、一〇九頁)に見える。

⑳ 余嘉錫は『太平御覽』卷四四六、人部、品藻中所引の『語林』に「謝碣絶重其婦」とある事から、「碣」字を謝玄の小字であるとしている(『世説新語箋疏』、前掲、四四六・四四七頁)。これについては説明を加える必要がある。

まず、『太平御覽』所引の『語林』の説話を全て示せば、

謝碣絶重其婦、張玄常稱其婦、欲以敵之。有濟尼者、並遊張謝二家。

人間其二嫗優劣、荅曰「玄夫人神情散朗、故有林下之風。碣家婦清心玉映、自是閨房之秀也。」

となるが、これは『世説新語』賢媛の、

謝碣絶重其婦、張玄常稱其妹、欲以敵之。有濟尼者、並遊張謝二家。人間其優劣。荅曰「王夫人神情散朗、故有林下風氣。顧家婦清心玉映、自是閨房之秀。」

なる説話と、若干の異同を含みつつも対応すると見て良いだろう。さて、この話は『晋書』卷九十七、王凝之妻謝氏(謝道韞)伝に、

初、同郡張玄妹亦有才質、適於顧氏、玄每稱之、以敵道韞。有濟尼者、游於二家、或問之、濟尼荅曰「王夫人神情散朗、故有林下風氣。顧家婦清心玉映、自是閨房之秀。」

とある事から謝道韞の説話である事が分かる。従つて、謝碣と謝道韞はきょうだいという事になる(『世説新語』と『晋書』から見て、『太平御覽』所引『語林』が「其婦」とするのは疑わしい)。それを踏まえて『世説新語』賢媛の

王凝之謝夫人既往王氏、大薄凝之。……荅曰「一門叔父、則有阿大・中郎。群從兄弟、則有封・胡・遏・末。」(封胡、謝韶小字。遏末、謝淵小字。韶字穆度、萬子、車騎司馬。淵字叔度、奕第二子、義興太守。時人稱其尤彦秀者。或曰封・胡・遏・末。封謂朗、遏謂玄、末謂韶、朗玄淵。一作胡謂淵、遏謂玄、末謂韶也。)不意天壤之中、乃有王郎。」

の劉孝標注を見れば、「遏」が謝玄の小字である事が分かる。劉孝標は「遏末」を謝淵の小字であるとする説も併記しているが、『晋書』卷七十九、謝韶伝に、

時謝氏尤彦秀者、稱封胡羯末。封謂韶、胡謂朗、羯謂玄、末謂川、皆其小字也。

とあるに拠れば、羯が謝玄の小字と見て良いだろう。また、ここに見える謝川は本来謝泉であるべきで、且つ唐代の避諱によって「淵」が「泉」に書き換えられたため、正しくは謝淵である(中華書局本『晋書』卷七十九、校勘記参照)。よつて謝淵の小字が「末」となり、「遏末」とはし難い。

以上を整理すれば、『世説新語』と『晋書』に基づく謝玄の小字は

「遏」乃至「羯」となる。そして『世説新語』で「謝遏」とされる部分が『語林』では「謝碣」となっていて、「遏」「羯」「碣」は何れも通用するから、謝碣は謝玄の小字と言える。よってここに見える「碣」字は、謝玄を指した言葉と解し得るのである。

②② 井波律子は「釣碣」の語を、いまひとつ意味が判然としないとして「釣り台」と訳出しているが、それでは井波本人の言の通り意味が通じず、従い難い（劉義慶撰、井波律子訳注『世説新語 二（東洋文庫八四五）』、平凡社、二〇一四年、三八二頁）。やはり謝玄を指すとするのが良いのであろう。

②③ 呂春盛「魏晋南朝の「溪族」与陶淵明的族属問題」（前掲、一二二頁）参照。

②④ なお、何故江右人が「溪」と呼ばれるようになったのかは、管見の限りの直接的な史料を見出す事が出来ず、実証的には不明とするしかない。推論が許されるならば、江右の地は「溪」と呼ばれる谷川の水流が多く、その地域的特質がそのまま該地域の呼称となった可能性がある。

また戦国時代、南方に「谿子」が存在した事が知られる。『史記』卷六十九、蘇秦列伝に蘇秦が韓王に韓の有する強弩を語る場面として、
谿子・少府時力・距來者、皆射六百步之外。

とあり、同条に対して『史記集解』は、

許慎云「南方谿子蠻夷柘弩、皆善材。」

韓有谿子弩、又有少府所造二種之弩。案、時力者、謂作之得時、力倍於常、故名時力也。距來者、謂弩執勁利、足以距來敵也。

と注している。『史記集解』によれば、ここに見える「谿子」が韓の有する弩であり、それが南方の谿子という蛮によって作られる物だとする。同条の『史記索隱』と『史記正義』はそれぞれ、

【索隱】 按、許慎注淮南子、以爲南方谿子蠻出柘弩及竹弩。

【正義】 谿子、蠻也。出柘弩及竹弩、皆善材。

と注し、谿子を南方の蛮夷であるという見解を支持している。一方、『淮南子』倣真訓に、

烏號之弓、谿子之弩、不能無弦而射。

とあって、その高誘注（右の『史記索隱』には許慎注とあるが、高誘が正

しいか）に、

烏號、柘桑也。谿子、爲弩所出國名也。或曰、谿、蠻夷也、以柘桑爲弩、因曰谿子之弩也。一曰、谿子陽、鄭國善爲弩匠、因以爲名也。

とあって、谿子が南方の蛮夷のみならず、国名乃至弩匠の名である可能性も示唆されている。かかる蛮夷乃至国名の谿子が具体的に何処にあるかは詳らかにし得ないが、ひよっとするとこの呼称が、地域的に近接する江右の呼び方として後世に残存していたのかもしれない。この問題については今後の課題としたい。

②⑤ 陳寅恪「魏書司馬叡伝江東民族条釈証及推論」（前掲、八九・九〇頁）参照。

②⑥ 「蠻左」とは、非漢族を編戸化した蛮戸（乃至蛮民）を管轄する左郡・左県を指しているのだろう。左郡・左県については、谷口房男「南朝の左郡左県」（谷口房男『統華南民族史研究』、緑蔭書房、二〇〇六年、初出二〇〇四年）参照。

②⑦ 『爾雅』积水
水注川曰谿、注谿曰谷。

【疏】 然則水注川曰谿是澗谿之水注入於川也。

②⑧ また、武陵のみならず、長沙等の地域も含めた蛮夷が五溪の中に分布していたとする史料もある。ただ、何れにせよ「溪」が水流を指し示す事は変わらないだろう。

『後漢書』列伝七十六、南蛮伝注引干宝『晋紀』

武陵・長沙・廬江郡夷、槃瓠之後也。雜處五溪之内。槃瓠憑山阻險、每每常爲害。糝雜魚肉、叩槽而號、以祭槃瓠。

②⑨ 『三国志』、『晋書』、『宋書』、『南齊書』、『梁書』、『陳書』、『南史』から徴した。

③⑩ 「西溪」とは前掲「水経注」の中にある五溪の一つのそれであろう。ただ、ここに見えるのは「西溪蠻王田頭擬」であり、「西溪の蠻王の田頭擬」と読むのであれば、「西溪」として解釈すべきとなる。

③⑪ あるいは「武陵の西溪蠻」であろうか。そうであれば、「西溪蠻」として数えるべきだろう。

③⑫ あるいは「武陵の五谿蠻夷」であろうか。そうであれば、「五溪蠻夷」

として数えるべきだろう。

- ③③ なお「溪」を使わずに五溪蛮を指す事例は存在する。後掲の『三国志』卷五十八、呉書十三、陸遜伝に見える「諸夷」は、『三国志』蜀書と較べつつ読めば、明らかに五溪蛮を含んでいる。本稿では「溪」字に分析の重点があるため、「溪」字を用いない五溪蛮の表記方法については捨象した。
- ③④ そもそもこの部分の記述は、北魏から見て東晋の支配が覚束ないものであった事を強調する狙いもあり、事実の直截な反映とは見做し難い面もある。例えば、陳寅恪「魏書司馬叡伝江東民族条釈証及推論」（前掲、九八頁）によれば、『魏書』における「楚」とは、北朝人が南朝の北人を侮蔑して使う語であり、南方の非漢族を指し示す語ではない。そうであるにも拘らず、本論で引用した『魏書』には非漢族の一として「楚」が含まれている。ために、『魏書』の一例を以て「溪」の字を非漢族の称謂として一般化する事もまた危険であると言わねばならない。
- ③⑤ 谷口房男「三国時代の武陵蛮」（谷口房男『華南民族史研究』、緑蔭書房、一九九七年、初出一九七一年）参照。
- ③⑥ 例えば、柿沼陽平『劉備と諸葛亮―カネ勘定の『三国志』（文芸春秋、二〇一八年、一八二頁）は沙摩柯を五溪蛮の王と解釈している。
- ③⑦ 呂春盛「魏晋南朝の「溪族」与陶淵明的族属問題」（前掲、六頁）参照。
- ③⑧ この点について周一良は後掲する『資治通鑑』卷一百一十五、安帝義熙六（四一〇）年二月条に見える強力な「始興溪子」と、かかる「性怯懦」な「溪」の差について、居住する地域の差が反映していると想定しているが（周一良「南朝境内之各種人及政府对待之政策」、前掲、四九頁）、推定にとどまっておき、無批判に首肯する事は出来ない。
- ③⑨ 『南齊書』卷十五、州郡志下湘州条を見ると、その治下の郡として、「長沙郡・桂陽郡・零陵郡・衡陽郡・營陽郡・湘東郡・邵陵郡・始興郡・臨賀郡・始安郡・齊熙郡」が挙げられている。
- ④① 『資治通鑑』卷一百四十四、和帝中興元（五〇一）年十月条
公則所領皆湘州人、素號怯懦、城中輕之。
- ④② 陳寅恪「魏書司馬叡伝江東民族条釈証及推論」（前掲、九五頁）参照。
- ④③ 通行本の『南史』卷五十五、楊公則伝では「梁書」と同文を採録しているが、元大徳本『南史』は該文を「公則所領多湘人溪性怯懦城内輕之」に

作る。陳寅恪は「人」と「溪」とが単に間違つて転倒したものであるとする（陳寅恪「魏書司馬叡伝江東民族条釈証及推論」前掲、九五頁）。但し、もし元大徳本の如きであるならば、「公則の領する所は湘人多し。溪の性は怯懦なれば城内之を輕んず」と解し得るのであって、「湘人」と「溪」とが互換的に用いられている事になる。「湘人」は「湘州の人」の意であろうから、なれば湘州人が「溪」という事になる。従つて「溪」字に種族性を見出す事は難しくなり、特定地域と結びつく呼称である可能性が増し、興味深い。また、余嘉錫は斯く元大徳本『南史』の記述に基づいて「湘人」と「溪」とが互換出来ると指摘している（『世説新語箋疏』、前掲、七二七頁）。この字句の問題については、『南史』の書誌学的検討も含めて今後の課題としたい。

- ④④ かかる理解をするに際し、川本芳昭が「溪」を非漢族名と見做していないようである点は示唆に富む。川本は、魏晋南北朝時代において南方の非漢族が形成していた集落「洞」の分布を分析するに際して、「蛮洞、俚洞、獠洞といった非漢族名を冠する形ではなく、単に『洞』、あるいは『溪洞』という形でのみ記されている」としており、「溪」を非漢族名と見做していない（川本芳昭「六朝における蛮の理解についての一考察―山越・蛮漢融合の問題を中心としてみた―」、川本芳昭「魏晋南北朝時代の民族問題」汲古書院、一九九八年、四六二頁、初出一九八六年参照）。
- ④⑤ 呂春盛の挙げる事例の内、陶侃・胡諧之・楊公則に関わる部分は既に検討したため、本章では言及しない。
- ④⑥ 周一良「南朝境内之各種人及政府对待之政策」（前掲、四九頁）、呂春盛「魏晋南朝の「溪族」与陶淵明的族属問題」（前掲、四頁）等参照。
- ④⑦ 周一良「南朝境内之各種人及政府对待之政策」（前掲、四九頁）参照。なお、ここで周氏は「種族名+子」の例の一つに「漢子」を挙げているが、当時の南朝の人が自らを「漢族」と見做していたかは慎重に検討すべきであろう。容易に「漢+子」を現代的感覚で「種族名+子」と解釈するのは早計に思える。
- ④⑧ 周一良「南朝境内之各種人及政府对待之政策」（前掲、四八頁）、呂春盛「魏晋南朝の「溪族」与陶淵明的族属問題」（前掲、五頁）等参照。
- ④⑨ また、孫詒讓は『説文解字』女部の「媛、女隸也。」を引いて、「奚」は

「媛」の借字であるとする（『周礼正義』天官敘官、中華書局、二〇一五年、四一頁参照）。

④9 なお、全文を掲げると、以下の如くである。

奴曰高安、兩手並殘。指如竹筒、畏風惡寒。小者家生、厥名曰饒。腹中痕堅、大如飯指。飽食終日、不能作勞。借一小兒、僮公吳母、近因冬節、暫詣其舅。狗咬一脛、肉落如手、攣筋徹骨、跂而不愈。長婢來成、左目失明。動則入井、已死復生。次婢良信、有桓公司馬之疹。行步雖曠、了無前進。隱疾難明、辭不盡韻。小婢從成、南方之奚。形如驚麋、言語嘍厲。聲音駭人、唯堪驅雞。之無所役、遣詣阿稽。復被狗咋、困熟如泥。

⑤0 川勝義雄『魏晉南北朝』（講談社、二〇〇三年、初版一九七四年）、四七頁。

⑤1 なお、筆者は六朝時代における非漢族の影響力が少なかったとは考えて

いない。あるいは誤解される恐れなしとはしないため、念のため強調しておく。

⑤2 呂春盛「魏晉南北朝的「溪族」与陶淵明的族属問題」（前掲、二四頁）参照。

〔附記〕 本稿は、令和二年度日本学術振興会科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果の一部である。

〔附記二〕 本稿は、二〇二〇年一月の六朝史研究会（於京都大学）における口答発表に加筆、修正を加えたものである。席上、様々な先生より貴重なご指摘を賜った。記して感謝申し上げます。

（日本学術振興会特別研究員PD）